

①審議会等（要綱で定める懇話会等も含める）

計画や条例等の策定過程で、会議運営及び審議過程の民主制の確保、学識経験者等の専門知識の導入、関係者の調整など、自治体政策の合理性を担保するため導入される一般的な方法。

手法のメリット	手法のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> ①少数固定メンバーによる活発な議論が期待できる ②策定委員会などはともに計画を策定する過程を通して、合意形成が図られる 	<ul style="list-style-type: none"> ①比較的少数制のため、検討に参加できない市民がいる ②利害関係団体の代表を委員としても、代表が団体の意見を集約して会議に望むとは限らない
<p>■審議会手続が適している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇専門的立場からの知見、判断が必要な時や、中立性、客観性が強く求められる時 ◇市民の中に相反する利害が存在し、話し合いにより調整が必要な時 <p>※審議会手続を補完するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇公募による市民を加えること ◇委員以外の市民の意見を聞く場を設ける（他の手続も並行する） 	